

特定鳥獣保護・管理計画作成のための
ガイドライン（クマ類編）改定版

2022（令和4）年3月

環境省

目次

I.	クマ類の保護・管理の現状と課題	1
1.	クマ類の第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況	1
2.	クマ類の現状	2
(1)	生息状況	2
(2)	出没状況	4
(3)	被害状況	6
(4)	捕獲動向	9
3.	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインの改定	11
(1)	ガイドライン改定の背景	11
(2)	クマ類の保護・管理に関する現状の課題	11
(3)	ガイドライン改定の目的	12
II.	クマ類の保護・管理の基本事項	13
1.	クマ類の保護・管理の目的	13
2.	クマ類の保護・管理の基本的な考え方	13
(1)	基本的な考え方	13
(2)	保護・管理の単位	17
(3)	個体数水準をもとにした個体群管理	17
III.	特定鳥獣保護・管理計画の策定と実行	23
1.	特定計画策定の基本的な考え方	24
(1)	個体群管理	25
(2)	生息環境管理	27
(3)	被害防除対策	27
2.	特定計画の記載項目	28
(1)	計画の名称と考え方	28
(2)	保護・管理すべき鳥獣の種類	29
(3)	計画の期間	29
(4)	保護・管理が行われる区域（対象地域）	29
(5)	現状の整理	30
(6)	現状の評価と課題	33
(7)	第一種特定鳥獣の保護／第二種特定鳥獣の管理の目標の設定と評価	33
(8)	ゾーニング管理に関する事項	38
(9)	個体群管理に関する事項	38
(10)	生息地の保護・整備、被害防除対策、出没対応に関する事項	39
(11)	その他保護・管理のために必要な事項	40
IV.	クマ類の保護・管理を適切に実行していくための施策及び方法	43
1.	ゾーニング管理の推進	43
(1)	ゾーニング管理	43
(2)	各ゾーンの定義	43

(3)	ゾーニング管理の留意事項	45
(4)	ゾーニング管理のメリット	52
(5)	ゾーンごとの対応	52
2.	広域的な保護・管理の推進	64
(1)	広域的な保護・管理の必要性	64
(2)	保護管理ユニットをベースとした広域的な保護・管理のメリット	64
(3)	個体数水準に応じた広域的な保護・管理の考え方	66
3.	個体群のモニタリング	69
(1)	個体群のモニタリング方法	69
(2)	問題個体及び人間活動域周辺に生息する個体のモニタリング	73
V.	資料編	74
1.	クマ類の生物学的特徴	74
(1)	分類	74
(2)	生態	74
2.	個体数水準を区分する基準	75
3.	ツキノワグマの保護管理ユニット及び監視区域	76
4.	事例集	84
(1)	人材の育成や配置	84
(2)	モニタリングと施策へのフィードバック	90
(3)	人身被害対応体制	96
(4)	広域的な連携	102
VI.	参考文献・参考資料	104

(2) 保護・管理の単位

クマ類は行動圏が広く、都道府県の行政界を越えて行動しているため多くの地域個体群は複数の都道府県にまたがって分布している。地域個体群ごとに保護・管理を推進するためには、広域的な視点から個体群の存続と人間との軋轢軽減のための施策を実施することが望ましい。

1) 地域個体群と保護管理ユニット

地域個体群とは、遺伝的特性、生態的特性及び山塊などの地理的要因により分けられた生物種の集団である。しかし、地域個体群の区分は遺伝子研究の進展や地域個体群間の個体の移動に伴う遺伝子交流により変化することがある。そこで、本ガイドラインでは、既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を『保護管理ユニット』とした。ツキノワグマでは、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（環境省，2010）において、ツキノワグマについて18の保護管理ユニットを提案した（表Ⅱ-1、表Ⅴ-1（P77））。なお、北海道においては、「北海道ヒグマ管理計画」で5つの地域個体群が設定され、これら地域個体群で保護・管理が行われている。そのため、本ガイドラインでは、北海道のヒグマの地域個体群を『保護管理ユニット』と読み替えることとした。

2) 監視区域または分布拡大地域

ツキノワグマの分布拡大に伴い、新たに、あるいは再び恒常的な生息地となる可能性が高い地域については、今後の動向を監視し施策を進めていく必要がある。その主な地域を『監視区域』として表Ⅱ-1、表Ⅴ-2（P83）に例示した。

従来の保護管理ユニットに属さない地域については、従来の保護管理ユニットの分布拡大地域として扱うか、新たな生息地として別の保護管理ユニットと考えるか、あるいは生息すべき場所ではないとして排除するのかが等の方針は都道府県が関係市町村と十分に協議して決定する必要がある。また、監視区域が複数の都道府県にまたがっている場合には、都道府県で連携して整合性を持った方針を決定する必要がある。

(3) 個体数水準をもとにした個体群管理

クマ類の保護・管理は、保護管理ユニットの個体数水準を基に目標を設定し対策を講じていく必要がある。以下で示す個体数水準の基準となる個体数や捕獲上限割合は目安であり、各地域でモニタリングを行い個体群の状況やその動向に即した基準を設ける必要がある。

1) 個体数水準

個体数水準とは、地域個体群の分布域の規模や連続性及び個体数を考慮して4段階に区分したものである（表Ⅱ-2）。2016（平成28）年度までの都道府県の特定計画等を参考として割り当てた保護管理ユニットの個体数水準を表Ⅱ-1に示した。特定計画の見直しに当たっては、個体群のモニタリングの結果により個体数の変動や分布域の変化を評価し、評価に応じて個体数水準を見直す必要がある。

「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）」（環境省，2000）や「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（環境省，2010）において、個体数水準の基準は成獣の個体数としている。安定的に個体群を維持するためには、繁殖に参加できる成獣の個体数が担保されていることが重要であることから、本ガイドラインにおいても、基本的な考え方として、個体群の保護・管理の目標を設定する際には、成獣の個体数を指標にすることとしている。

① 個体数水準の低い保護管理ユニット（個体数水準1～2及び3の一部^{※7}）

個体群の保護・回復（個体数水準の引き上げ）が目標となるため、成獣個体を確保することが重要である。さらに、個体数水準が1また2の保護管理ユニット及び個体数水準3で第一種特定鳥獣保護計画を作成している保護管理ユニットでは、個体数水準を引き上げるために、クマ類の分布域及びその周辺地域の環境改善や周辺の地域個体群との連続性の確保に加え、捕殺や交通事故等の人為的な死亡を出来る限り回避する必要がある。

② 安定的な保護管理ユニット（個体数水準3の一部^{※7}及び4）

個体数水準の維持または適切な個体群への誘導が目標となる。個体数水準3のうち第二種特定鳥獣管理計画を作成している保護管理ユニットでは、クマ類の分布域の維持や分布域の環境保全と並行し、人間との軋轢軽減のためゾーニング管理のもと適切な個体群管理を行う。個体数水準4の保護管理ユニットでは、個体数水準の維持を目標とした取り組みに加えて、クマ類の分布域が拡大し人間との軋轢が増加している場合には、分布域の縮小を図る。

分布域を縮小させる際には、クマ類の過去の分布状況、現在の個体数や分布等の生息状況、被害状況をもとに専門家等から助言を受け、ゾーニング管理の方針のもと縮小させる場所を検討する必要がある。

※7 個体数水準3の保護・管理の目標は「個体数水準3の維持」または「個体数水準4への引き上げ」である（表Ⅱ-2）。目標の設定は、クマ類の生息状況や生息環境、社会状況によって異なる。隣接した保護管理ユニットとの連続性の確保及び保護管理ユニットの面積として十分に安定した個体数が維持されており、かつ人間との軋轢が大きい場合は「個体数水準の維持」が保護・管理の目標となる。そうでない場合は「個体数水準の引き上げ」を保護・管理の目標とする。

表Ⅱ-1 クマ類の保護管理ユニット及び監視区域

	保護管理ユニット		関係行政機関	個体数 水準	
ヒグマ	1	渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4	
	2	積丹・恵庭地域	石狩振興局の一部、後志総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部	3	
	3	天塩・増毛地域	空知総合振興局の一部、石狩振興局の一部、上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3	
	4	道東・宗谷地域	上川総合振興局の一部、宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4	
	5	日高・夕張地域	空知総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局の一部、十勝総合振興局の一部	4	
ツキノワグマ	1	下北半島	青森県	2	
	2	白神山地	青森県、秋田県	4	
	3	北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4	
	4	北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4	
	5	鳥海山地	秋田県、山形県	4	
	6	月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4	
	7	南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4	
	8	越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4	
	9	北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4	
	10	白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4	
	11	関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	3	
	12	富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	1	
	13	中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4	
	14	近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	3	
	15	東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3	
	16	西中国	島根県、広島県、山口県	3	
	17	紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2	
	18	四国	徳島県、愛媛県、高知県	1	
			監視区域		
		1	津軽半島	青森県	
	2	阿武隈山地	宮城県、福島県、茨城県、栃木県		
	3	紀伊北部	岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県		

※ヒグマでは保護管理ユニットではなく地域個体群を示した。なお、ヒグマの地域個体群及びツキノワグマの保護管理ユニットの個体数水準は2016（平成28）年度における都道府県の特定計画等を参考にした。

表 II-2 クマ類の個体数水準と保護・管理の目標及び捕獲上限割合

個体数水準 ^{※8}	保護・管理の目標	
	分布域	個体数
1 (危機的領域個体群) 【成獣個体数】 100 頭以下 【分布域】 きわめて狭く孤立	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準 2 への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の 3% 以下。 狩猟禁止。緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける。
2 (絶滅危惧領域個体群) 【成獣個体数】 100-400 頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性が少ない	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により、分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準 3 への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の 5% 以下。 狩猟禁止。
3 (危急領域個体群) 【成獣個体数】 400-800 頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限	分布域の維持、分布域内の環境保全	個体数水準 3 の維持または水準 4 への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の 8% 以下。 目標が水準 4 へ引き上げの場合は、全体の個体数ではなく、成獣個体数を基準に捕獲上限数を設定する。
4 (安定存続領域個体群) 【成獣個体数】 800 頭程度以上 【分布域】 広く連続的	分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全	個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の 12% 以下。 人間との軋轢が恒常的に発生している場合、軋轢軽減を目的として捕獲割合を 3% 上乗せする対応も可能である(全体の個体数の 15% 以下)。

※8 個体数水準の区分は、個体数を指標とするほか分布域の状況も考慮する。